

文部時報

昭和五十六年十一月
第一二五四号

特集 ■ 常用漢字表と国語

話しことばと書きことば 遠藤 慎吾... 4

▽座談会

常用漢字表をめぐる 8

(出席者) 山本雄二郎・林 大・三根谷 徹

渡部 昇一・(司会) 室屋 晃

国語の表記と漢字 阪倉 篤義... 23

文体と「話」体の確立 外山滋比古... 29

国語教育と漢字 瀬戸 仁... 35

▽解説

常用漢字表に基づく小・中・高等学校の漢字指導

..... 初等中等教育局小学校教育課... 41

常用漢字表について 文化庁文化部国語課... 45

▽資料

常用漢字表ほか 文化庁文化部国語課... 53

随想

英和大辞典 奈須 紀幸... 80

アメリカの中・高校における

校内暴力とその原因について 石橋 一弥... 82

連載第3回 唱歌のあゆみ

明治の唱歌 大和 淳二... 92

●文部省のまど

大学教育の社会への開放と
国際化のために 大学局大学課... 87

●海外教育ニュース 大臣官房調査統計課... 89

社会科カリキュラムの新しい動き (アメリカ合衆国) / イギリス初の「第三世代の大学」
発足か (イギリス)

●新刊紹介

「英文MOMBUSHO」 91

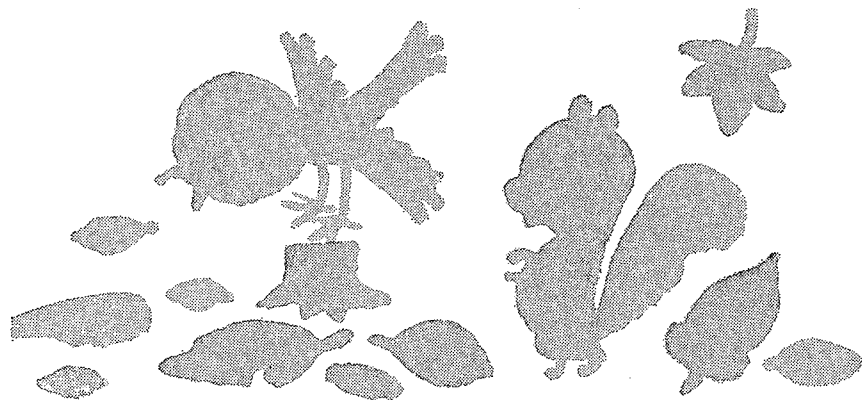
文化財紹介 ●土 偶 (安藤孝一)

名作シリーズ ●浅間山図

(解説 原田 実... 22)

次号目次 96

表紙 藤沼和枝 カット 内部敬生



話しことばと書きことば

遠藤 慎 吾

私は、演劇学を専攻している人間で、言語学者でも国語学者でもない。だから、ことばについては深い関心を持つてはいるが、それについて、体系的に考察したり、叙述したりするのは、どうも不得手である。で、これから書くことも、いきおい随想風になるのをお許し願いたい。

まず、話しことばと書きことば（文字と文章とも言えるが）が、いつも対比的に問題にされがちなのが気になる。というのは、この二つは、決して対比的ではなく、人間のコミュニケーション媒体の中心である「ことば」の発展の歴史としてとらえてこそ意味があると考えるからである。

文字が発明されてから、約五千年、ことばのみの時代は、その一〇倍、あるいはそれ以上にもわたったと推測されているが、ことばのみの時期は、「ことば」と言うコミュニケーション媒体が、空間的、時間的に非常に制約されていた時期であった。空間的には、耳に聞こえる範囲に、時間的には、語り部が口誦として受け継ぐ範囲に限られていたのである。ところが、文字の発明以後この制約が徐々にとき放される。「ことば」のコミュニケーション媒体としての拡張の時代が訪れるのである。ギリシャ悲劇やアリストテレスの詩学を、今日読むことができるのは、書きことば出現のおかげである。

しかし、ギリシャ時代に、書きことばが、どれほどの威力を持っていたかには、大きな疑問が残る。私は、ギリシャ時代には、文盲の人も多く、書きことばは、一部知識階級にだけしか普及していなかったのではないかと想像している。ギリシャ時代に、話しことばが、コミュニケーション媒体として大きな力を持っていたことは、ポリス（都市国家）に必ず、万を越す客席を有する劇場と民衆の話し合いの広場（市場も付随していた）であったアゴラが存在したことからも察知できる。ギリシャ人が、話しことばの空間的拡張に腐心した跡は、万余の観衆に聞えるように工夫されたギリシャ劇場の建設構造に、はっきりと残っている。ともかく、ギリシャ時代は、まだまだ話し言葉が重んじられていた時代だったと思う。

むかしのアテネは、御存知のように一応民主制度をとっていて、人民たちが苦情を申し出る裁判が非常に多かった。裁判は陪審制度で、陪審員の前で原告と被告が言論を戦わせ、それを聞いた陪審員たちが投票によって判断を下した。そこで、裁判当事者たちの弁舌の巧拙が非常に大きな役割を持ち、そのために弁論術が大いに発達し、弁論術に関する本も書かれた。今日のヨーロッパで雄弁術が重んじられ、それに関する本の多いのも、ギリシャ以来の伝統ではないかと思われる。

ともかく、書きことばが発達し、聖書がかなり広く読まれるようになったローマや中世の時代でも、話しことばの勢力の方が、ずっと強かったのではないかと思う。

書きことばが強力になってくるのは、ルネッサンス以後、活版印刷が発明され、普及して以後のことである。活版印刷による新聞や書物の出現は、話しことばではなし得なかった、ことばの空間的、時間的拡張をなしとげたのである。そして、印刷を中心とした書きことばの時代が、何世紀か続く。この頃から機械的発明が、ことばの発展に深くかわりあってくる事実も見のがしてはなるまい。

活版印刷は、書きことばの発展普及に革命的な変化をもたらした。文字と文章が生まれ、書きことばが知識階

級に広がると、書きことばでものを考えるという習慣も生れてくる。それを大衆化し、書かれたもの（それはも早や手書ではなく印刷だから、正確には、印刷されたものというべきであろう）でものを考える習慣を一般化したのは、印刷ことばの出現と普及である。

この印刷ことばの時代に、新しい局面を与えたのが、電波による放送の出現である。最初はまずラジオで、これは音声言語の空間的制約を打ち破った。音声言語の、革命的な、空間的拡張である。印刷ことばは、記録的言語の空間的、時間的拡張で、特にその時間的拡張は、革命的だったが、空間的拡張の面では、ラジオの威力には、遠く及ばない。

ここで、記録言語の出現、特に機械的発明がことばとからんでくるに従って、ことばの持っている人格的背景が薄められて行く過程についてもふれるべきかもしれないが、少々横路にそれる心配があるので、ただ一言するだけにとどめておく。

ラジオは、まずことばの空間的拡張として出現し、時間的拡張の面では欠陥を持っていたのだが、それは、やがて録音技術の発達にともなう種々の録音機（特に小型録音機）の出現によって補われて行く。

そして、テレビの発明である。印刷ことばが視覚に、ラジオが聴覚に、主に頼っていたのに対し、テレビは、聴覚の再現に成功する。視覚と聴覚に分かれて、発展した、ことばの伝達が、ここで統一される。むかし、話しことば時代に、ことばが人格的背景を持ったコミュニケーションの媒体であった形に帰ったわけである。しかも、広大な空間的拡張を果たしながらである。テレビの持っている時間的拡張における欠陥は、ラジオと同じように、ビデオという記録・再生技術の発達によって補われて行く。

こうして、ことばの歴史をふり返ってみると、話しことばと書きことばは、決して対比して考えられるべきものではないことがわかる。

まず「初めにことばがあった」（新約聖書ヨハネ伝第一章）。このことばは、明らかに話しことばである。そして、人類は、この最も有効なコミュニケーションの媒体を、いかに、空間的、時間的に拡張できるかを考えた。そして、最初に考えたのが主として視覚に訴える文字であり文章であった。書きことばの時代は、相当長く、その間に書きことばは、いろいろと洗練され、話しことばにも影響を与える。特に印刷ことばが重要な役割を果たしたことは確かである。視覚によることばの拡張であった書きことばの時代は、聴覚による拡張の時代に移り、すぐに視聴覚を統一した、ことばの拡張の時代に移る。

さて、これからもことばの拡張は、いろいろの機械的発明によって、更に発展を続けるであろう。コンピューターやそれと結びついたワードプロセッサの進歩は、ことばにどんな影響を及ぼすだろうか。コンピューターの分野で、主張されているように、CアンドC (Computer and Communication) の時代がやってくるとして、コミュニケーションの媒体であることばは、どんな変化をとげるだろうか。

自然科学の知識が貧弱な私には、ことばの将来について論じる資格はない。しかし、書きことばと話しことばが、新しい機械的発明の連続的出現によって弁証法的に統一され、コミュニケーション媒体として未曾有の拡張をとげるのは、明らかである。

それなのに、いまだに書きことばのあり方にのみに拘泥しすぎているのが、わが国の現状である。

ここまですでに前置きで、この前置きを前提として、わが国のことばの発展にまつわる、いろいろの問題、例えば、話しことばが漢字の輸入とかなの発明によって、平安朝時代に、特殊の文章語を生み、それがさらに明治にはいつて言文一致の運動に発展したかということ、漢字かなまじり文という特別な書きことばの意味、話しことばを重視する私が、なぜ書きことばでは漢字かなまじり文を支持するのかの理由等々にふれるつもりだったが、残念ながら紙数がつきてしまった。

（共立女子大学名誉教授）

常用漢字表をめぐる

出席者 山本雄二郎・林 大

発言順

(サンケイ新聞社論説委員)

(国立国語研究所長)

敬称略

三根谷 徹・渡部 昇一・室屋 晃

(司会)

(東京大学名誉教授
国学院大学教授)

(上智大学教授)

(文化庁文化政策課長)

常用漢字表の実施に当たって

室屋(司会) 本日は大変ご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。長年の懸案事項でありました「常用漢字表」が、一〇月一日付けで内閣告示され、いよいよ各分野で実施されることとなりましたので、本日はこれを機会にそれぞれ係り合いを持ってこられた先生方から、いろいろなお話やご意見を承りたいと存じます。

まず、私の方から常用漢字表の実施に当たり、社会生活上主要な部分を占める法令・公用文の分野について紹介させていただきますと、内閣告示と同日付けの内閣訓令で、漢字使用に当たっては、常用漢字表を目安として実施するということが、各行政機関に対して示されました。同時に、常用漢字表に基づいて公用文を作成する場合の、具体的な細則的事項を定めた事務次官等会議の申合せがなされ、これにより実施することになりました。

法令については、別途内閣法制局で措置いたしましたとして、「法令における漢字使用等について」という通知が、各行政機関に対して出されております。具体的に申しますと、法律案においては通常国会に提出する分、政令案については二月一日以降の最初の閣議の日にかかるものから、実施されることとなっております。

法令・公用文については、以上のような措置をしておりますが、山本先生、新聞、雑誌、放送などマスコミ関係の対応はいかがでございましょうか。

山本 新聞社の場合には、全国の新聞・放送を網羅した新聞協会という組織がありまして、そこでこの常用漢字表を尊重するという方針を決め、一〇月一日からはほとんどすべての加盟社が実施することになりました。

その基本的な態度は、常用漢字表が将来永きにわたって国語表記の根幹となることを希望し、これを尊重するということです。ただし、常用漢字表をそのまま実施するというのではなく、新聞協会では常用漢字表の中にあっても使用しない字種として一字、逆に表の中にはなくとも使う字を六字選定してお

ります。

このような例外的措置もありますが、大筋においては、新聞・放送に関する限り、ほとんどの社が一〇月一日の告示と同時に、この常用漢字表に移行すると言っていると思います。

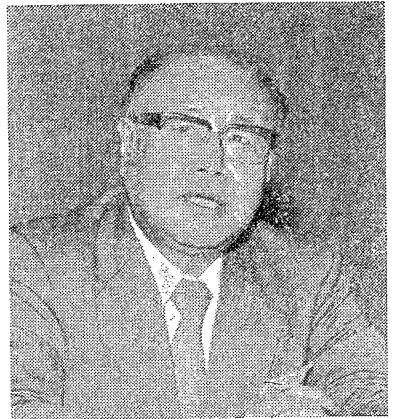
雑誌については、私は直接聞いたわけではありませんが、雑誌には文芸、学術、教育など性格の違うものがあり、新聞のように統一しにくい面もありますが、常用漢字表の趣旨を尊重していくと、仄聞しております。

室屋 次に、学校教育での対応が注目されているわけですが、文部省初等中等教育局に設置された「教育用漢字調査研究協力者会議」の委員をされております林先生、いかがでございましょうか。

林 教育の面では、いまお話のあった協力者会議で、常用漢字表の考え方を受けて、それにどう対応していくかということ、いろいろ議論したわけです。漢字教育というものをもう少し基本的に検討する必要がある、と考えられますけれど、一応、常用漢字表が出された時点における対応について、論議の結果を報告し、それに当たって一〇月一日

(写真右から山本雄二郎氏、林大氏、三根谷徹氏、渡部昇一氏、室屋国語課長)





から所要の措置をしております。これは、いままでの漢字指導の内容と、そう大きく変わったものではありません。

室屋 林先生は同時に、法務省民事行政審議会の委員でもありますが、人名漢字については、いかがでございますでしょうか。

林 この人名漢字の問題も、国語審議会から法務省へゆだねられた形であったわけですが、民事行政審議会では、常用漢字表の試案審議の時代から検討を継続してきていたところですので。それがこの三月に常用漢字表が国語審議会から答申されたことに伴い、それを受

けて最後の決定をしまして、法務大臣に答申しました。この趣旨を受けて、一〇月一日から新しい人名漢字が実施されたわけですね。

当用漢字表の見直しの経緯と背景

室屋 いまご紹介のあったとおり、広く一般の社会の各分野で常用漢字表が実施されるわけです。それに伴って、国民各層に与える影響も非常に大きなものがあるかと思いますが、ここでそのような問題についてお話をお願いしたいと思います。

まず、表記の中心をなす漢字については、その在り方をめぐって、昔から論議が繰り返されてきたわけですが、どのような経緯で当用漢字表の見直しが行われたかについて、国語審議会の漢字表委員会の主査として、またご苦悶いただきました三根谷先生からお話をお願いしたいと思います。

三根谷 戦後間もなく実施された当用漢字表については、それが実施されている間に、

いろいろな問題が出たり、人々の考え方もかなり変化してきたものですから、それを検討する必要がある、昭和四一年になって文部大臣から国語審議会に対して、国語施策の改善について諮問があったわけですね。

その中心にあったのが、漢字表の問題だったと言えましょうが、時世も変わっておりますので、当用漢字表とは別な漢字表を作ってはどうか、という検討から始まったのではないかと思います。私は途中から参加したものですから、そもその議論は直接伺っておりませんが、まず、当用漢字表と切り離して、新しい漢字表を作るという考え方で出発したと聞いております。

そして、漢字使用の目安としての新漢字表試案という形に到達し、世間一般のご意見を伺ってからさらに検討を重ね、常用漢字表案という中間答申に進みまして、またもう一度世間の反応をうかがったわけですね。

全く別に始まった漢字表の字種選定作業だったわけですが、新しい漢字表に移行する場合には、各界の抵抗ができるだけ少なく移っていけるようにした方がいい、というご意見が非常に強かったものですから、結果的

くてやってこられたな、というのがまず素朴に感ずることですね。それから、これで敗戦ショックも抜けたな、ということも感じます。終戦直後には、日本語廃止論という極論は別としても、やはり相当有力な人たちが、ローマ字制導入ということをはじめに唱えていたわけですね。それと一方では、かな文字論者もおられたわけです。やはり国語に対して国がなんとかしなければならぬということ。そのような状況こそが、敗戦ショックだったのではないかと考えられるのです。

明治初期にも、森有礼^{ありのり}によって国語廃止論が唱えられました。彼が米国学の経験から、日本と米国の国力の差は何に根ざしているものかと考えたとき、それは日本人が漢字を覚えるために、ばく大なエネルギーを消費しているからではないか、と思い当たったわけですね。ですから、日本語を廃止しろと。

戦後もやはり、米国に敗けたのはこんな難しい言葉を使っているからである、という考え方が強かった。しかし、それを使い続けているうちに、徐々に経済活動も活発になり、国民の生活も安定してきました。ですから、最近では、このようにうまくいっている以上

は、その国民が使っている言葉が、そう不合理であるはずがない、という自信のようなものが出てきたのではないかと。そのような受け取り方をしております。

制限から目安へ

室屋 今回、当用漢字表から常用漢字表に変わり、その基本的な性格が制限から目安に変わったと言われています。その目安論をめぐって、いろいろ論議されてきたわけですが、この目安に落ち着いた経緯や、国語審議会での検討の状況について、三根谷先生の方からご紹介いただきたいと思います。

三根谷 現在でも、漢字をできるだけ制限した方がよいという意見の方々が、かなり組織的で強力な主張をしておられますし、漢字をどうするかということについては、非常に違ったたくさん意見が存在しています。

国語審議会の中にも、いろいろな違った意見の方々がおられまして、その意見調整という



に言うとう用漢字表にある字が全部含まれて、プラス九五字というような形に落ち着いたということになります。

室屋 ただいまご紹介のあったような経過をたどってきたわけですが、英語学者として、また日本語についても造詣の深い渡部先生は、今回の常用漢字表の実施について、どのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

渡部 私などは、字を扱うことが仕事ですから、新しく追加になった字や認められた字を見ますと、よくこれまでこのような字がな



ことは時間のかかる問題でした。漢字は非常に便利なものであるからたくさん使いたいという考え方と、漢字が野放しに使われることには反対であるという意見に象徴されるわけですが、その野放しという言葉にしても、自由化論の立場から言わせると、野放しというのは、悪いものがはびこることであって、いいものを自由に使えるようにすることがなぜ野放しか、というようなことで議論が非常に熱くなっていた時期が、長く続いたわけですね。

目安というのは、改訂音訓表の時から登場

していますが、漢字を自由に使ういいことにするといいても、やはりいままでの三〇年の歴史を踏まえて今日の情勢を見ますと、いろいろな問題があります。これまでのように制限を設けていては、表記上非常に不自由ではあるけれど、しかし、全くよりどころのないままに各自が自由に使うということが、一般の社会生活においてすぐになじむとも思えません。

そこで、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など一般の社会生活での漢字使用における目安として、この表を努力目標として尊重することが期待されますが、それぞれの分野によって、実情に応じて独自の取決めを行うというような差を生ずることも妨げない、ということに落着きました。それに、科学、技術、芸術などの専門分野や個人個人の漢字使用にまで立ち入ろうとするものではない、ということなのです。ですから、今後は目安という趣旨が、いろいろな面で誤解されないよう、その説明の仕方に留意していかなければならないと思っています。

山本 私たちは当用漢字表の世代ですから、意識的に文章を書く時期になったときに

は、すでにそこに当用漢字表がありました。したがって、かなり自然に受け入れてきたと思います。ただし、そのころは意識しなかったのですが、後に新聞社に入りまして、実際に職業として文字を使うようになりますと、非常に制限が多いということを、身にしみて感じたわけですね。

少し余談になりますが、新聞社の場合には工程の関係とか、その他もろもろの意味で当用漢字表があったために、非常に助かった面があったと思います。記事を書く者として制約を強く感じたことは事実ですが、新聞社として当用漢字表を守るのは、それなりに意義があったわけですね。しかし、最近では技術革新、特にコンピュータの発達が著しく、工程的にもかなり自由にやれるようになりましたから、以前ほど問題はなくなりつつあります。ですから、今回の常用漢字表が目安であるということは、時代の流れに即しており、その意味でも一つの進歩と評価できます。

ただ、常用漢字表は目安か、基準か、標準かという議論がありましたけれど、私はやはり最小限の、いわば一般の社会生活に用いる漢字の共通の尺度とでも申しましょうか、そ



のようなものがあるということについては、肯定的ですし、またあったほうがいいと思いますので、その意味でも目安という考えをほったきりさせたのは、やはり一つの前進であったと思いますね。

国民的合意のもとに

室屋 いわゆる漢字表が定められていると

いうことは、表記について一種のガイドラインを示している、ということだと思おうのですが、これは目安論、ひいては当用漢字表の功罪の問題にもなるわけでしょうが、渡部先生はいかがお考えでしょうか。

渡部 私は英語が本職なものですから、英語の歴史からみましても、国語を統制するという考え方にはなじみませんね。フランス語の方は、かなり昔の話ですがアカデミー・フランセーズを制定して、きれいにやったものとしてから、イギリスもそれにならってやろうとしたようですけれど、やりそこねた。やりそこねてから英語はよくなったわけですね。英語の場合、結局辞書が一番よく売れる辞書に従って右へならえし、文法書が一番売れる文法書に右へならえした。本当にコマージュリズムで決まってしまったわけですね。しかし、このコマージュリズムというものの実態が、みんなが自腹を切って、金を出して買ったのにこれがいまいと言ったわけですから、それこそ本当に民主的だったのではないのでしょうか。ですから、私などは国語の問題にしても、あまり国が関与しないほうがよろしいと思いますね。

例えば、仮名文字ができたときには、現在も万葉仮名には何種類かの書き方がありますが、初めは漢字がたくさんありまして、その後徐々にだれが決めたわけではありませんが、使いやすく美しいものが残ったということがありますので、このへんが無理のないところではないかという印象を持っております。

室屋 先生のようなご意見もあるのですが、一方、やはりあまり漢字の数が多いと、社会生活上非常に不便であるという意見もあります。これまでの当用漢字表の功の部分を上昇すれば、いわゆる文化の普及に役立ったと申しますか、非常に能率化、平明化に役立ったというようなご意見もあるわけですね。

林 さきほどの山本先生のお話にもありましたが、要するに受け入れられていたということが、役に立っていたということだと思いますね。私はどちらかというと、制限派的な考えを持っているわけですが、実際には人間の頭に対して制限を加えるということとは不可能だと思っております。しかし、我々は将来に向かって、やはり制限的な方向で漢字

の使用を考えていかなければならないのではないか。その必要があるというように思っています。

それから、先ほど渡部先生が言われたように、フランスではアカデミーが改革を実施しましたが、終戦後の日本は政府主導型を採用したわけですね。終戦になって、民主主義ということが声高に語られたわけですが、結局、国民的な合意を得なければならぬ問題を実行する場合には、政府主導で実行したということだと思います。そのようなところに大きな特色があるし、問題を起こした点であろうかと



思います。常用漢字表も、議論は非常に民主的に行われたと思いますが、結局はやはり内閣告示というような形で、出さなければならぬということになった。

私は、必ずしもそれを非難するつもりはありませんが、やはり国民全体としてそれを受け入れる形にしなければならぬのではないかと。個人的には、まだまだ意見のある点がいろいろあるかもしれない。けれど全体としては、その方向を受け入れてもらうしかないのではないかと考えております。

字種選定の基本的な考え方

室屋 私も、そのようなことで、今回の常用漢字表の性格は目安であるということが、国民的な合意を得られたものと考えております。

次に、字種・字数についての話に移らせていただきます。と思いますが、この常用漢字表は目安であるから、表に収める漢字の数や字

種をうんぬんする必要はない、というようなご意見もあったわけですが、しかし、世間ではこの字が入ったとか、入らなかったというような面での関心も、非常に深かったと思います。この点について三根谷先生は、いかがお考えでしょうか。

三根谷 現在、よく使われる字を調査してみますと、一、五〇〇字ぐらゐまでで九〇数%になるのだそうです。残りの数%にたくさん漢字が並んでいて、三千字ぐらゐにしなければうまくおさまらないということです。ですから、常用漢字表をどのへんで切るかということ、非常に難しいことだったのです。欲しい字を取り上げれば、当用漢字表の字数より大幅にふえることになります。今回入った字は非常によく使われるような字、すでによく使われているような字です。日常、新聞等でよく見るような、なじみ深い字が入っていますが、この表だけですべてを満足させることはできません。

室屋 当用漢字表が一、八五〇字でしたので、それに九五字上乗せしたという形になっておりますが、それには試案の段階や中間答申の段階では、あまり使われない字はやめよ

うというようなことで、削られていたものがあつたわけです。それが全部復活したというようなことになっておりますが、いかがですか。

三根谷 これは、そもそも表にあるから全部使わなければならない、というような性質のものではないわけです。漢字というものは、文章全体の流れの中でそれを使うか使わないかが、自然に決まってくるものですから、漢字が表にあるからといって、いつもそれを使って書かなければならないという問題ではありません。

ですから、なぜ削らなかつたかということ、やはりいくつかの字が削られますと、それに伴っていろいろ手直しをしなければいけないというようなことが起こること、ある面ではせっかく目安だというにある字を削ったということは、やはり表外字は使わないようにということを強く訴えているような、制限的な印象を与える恐れがある、という理由によるものでした。新しい漢字表への移行を円滑に、ということも重視されたと言えるでしょう。

山本 私の個人的な印象を申し上げます

と、一番最後に一九の漢字をどうするか、ということと検討作業が行われまして、結局、復活されたわけですが、私は復活させることはなかつたのではないかと、いまでも思っています。しかし、これは個人的な印象であつて、国語審議会として作業を進めていく中では、たゞいま三根谷先生からご紹介のあつたように、削除することはなかなか難しい事情があつたことも理解できます。と同時に、当用漢字表が実施されて三〇年になり、それなりに社会の中に定着してきたということの重みは、尊重されていいだろうと思います。最終的には、当用漢字表にある字は一字も削除しない、新たにいくつかの字を加えるということに落ち着いたのですから、それはそれで一つの方向だったのだらうと思います。

字体について

室屋 次に、字体等の問題に進みたいと思っております。まず、字体については国語審議会

もいろいろな意見があり、また世間一般でも、もう少し略字を取り入れるべきである、というような意見もありましたが、結論として字体はいじらないということになりました。常用漢字表でも、通用字体ということで示されているわけですが、これについて三根谷先生、国語審議会の考え方はいかがだったのでしょうか。

三根谷 国語審議会では字体の問題にしたときには、活字体を中心に検討したわけですから、書く場合の筆写体とは、区別して考えようというのが基本的な立場でした。

それは、書くときの便利さと、読むときの活字の字体の問題とは別の問題だからです。字を読む場合の識別性ということでは、かえって込み入った字があつたほうがわかりやすいということもある。したがって、書く場合の書き方については、別に考えようということ、特に活字の中でも広く用いられている、明朝体の活字について検討したわけです。

そして、字体は文字の骨組みであるという考えに立って検討を進め、いろいろな活字の形の違いについて、今まで字体に違いがあるのではないかと思われていたことが、実は字

体の違いではなくてデザインの違いであること認められるから、問題にしないことにしよう、という結論になりました。そこで、ごく少数の字を除き、現在ひろく使用されている明朝体の活字そのままでいけるということになり、それを示す場合にはその一例として、大蔵省印刷局の活字を使用したということなのです。

室屋 それから、常用漢字表の前書きにある解説についてですが、よく世間でははねるとか、止める、抜く、出るというようなことに對して、これは正しいとか、これは誤りだというような議論が行われるので、あのような解説になったと思います。

山本 私は、国語審議会漢字表委員会の字体小委員会、明朝体の活字についてどのような違いがあるかを調べながら、この問題を検討する作業に参加したのですが、そこで活字体の字体というものが、こんなにも違うものかということを知って、大変驚きました。

例えば「女」という字については、二画目が上へ出るか出ないかというような問題があったわけですが、やはりこれは当用漢字字体表の示し方に問題があつて、そこからいろいろ

ろなトラブルが起きたように思います。ですから、今回の常用漢字表で、これは印刷の、しかも明朝体の活字について示すもの、という考え方に統一したことは、非常に良かったと思います。これを教育の場でどのように取り入れていったらいいのか、これは今後の問題だろうと思います。

渡部 私の子どもが小学生のころに、漢字テストの予習をやってくれと私に言うものから、やってみたところ全然できないのです。木へんの下をはねたりしまして、結局、子どもにお父さんはだめだ、と言われまして失格してしまいました。(笑)

ですから、その時からいまの漢字教育は何かがおかしいと思っていたのです。大体自分が落ちるようでは、小学生に強制する意欲を失うわけです。しかし、今回はそれがかなり緩くなって、常識的になったということを聞いて、それは大変いいことだと思えます。ただ、やはり先生方がそれをどう考えているか。やはり細かいことにこだわって、口うるさいことを言うのではないかなと、実際面で心配がありますね。

室屋 はい、そのような懸念もあるもので

すから、解説でいろいろ説明しているということなのだと思います。

次に、音訓の問題でござりますが、音訓は昭和四八年に改訂されておりますが、今回はこれを踏襲したということになるわけですが、これについてはいかがでございましたか。

三根谷 改訂音訓表ができてから、かなり多くの問題や質問が出ていたのですが、この改訂音訓表の性格も、目安として出されたものなのですから、今回も原則として手を加えないという立場をとったわけです。それで、新しく入った字については、その趣旨に沿って音訓をつけるということで処理をしたわけです。

教育面での対応と指導における課題

室屋 これまで、常用漢字表の実施に当たって、その基本的な性格あるいはポイントとなる事柄について、いろいろとお話を伺って

きたわけですが、ここで、先ほども林先生から学校教育での対応についてお話がありました

が、もう少し詳しくお話し合いを願いたいと存じます。

今回、国語審議会におきましては、教育面での対応は教育サイドにゆだねるということになっていますが、国語審議会の考え方はどのようなことだったのでしょいか。

三根谷 一言で言ううと、教育は教育に直接携わっている方が中心になり、相談しなければならぬことですから、したがって国語審議会は別な機関に検討をゆだねた、ということなのです。

林 国語審議会では、一般社会の問題として取り扱ったわけです。それと同時に、教育の面も考えなければならぬという意見が非常に強かった。しかし、一般社会での漢字というものを大きな前提とした上で、教育手順をどのようにするか、専門的に検討してもらうのが適切ではないかということで、教育の側にゆだねられたのだと思います。

室屋 そこで今回、その結論が出まして、五七年度から実施されることになるわけですね。これについて、山本先生はどのようにお

感じになっておられるでしょうか。

山本 三根谷先生、林先生がおっしゃったようなことから、教育面についての審議を教育サイドにゆだねたわけですが、逆に考えますと、かつては、国語審議会が当用漢字別表というものを作り、答申しました。それは行き過ぎと言うほどではないかもしれませんが、私は、今回の常用漢字表の考え方や方法のほうがよいと思います。

ただ、教育現場の先生方や、それに対して指導を行う文部省などの立場から言ううと、もう少し指針めいたものが欲しい、というご意見もあろうかと思えます。ですから、今後はそのへんを調整しながら、十分に国語審議会の審議の過程で明らかにされた考え方も生かされるような形で、進めていかれることを期待したいと思えますね。

室屋 教育の分野では、学年別漢字配当表を見直すべきである、ということをよく聞くわけですが、林先生、これについてはいかがでしょうか。

林 おっしゃるとおり、教育の分野では、漢字の教育手順というものを全体として考え直して見る必要があるだろうということを、

皆さん考えておられるように思います。

結局、子どもたちが世の中へ出るためには、常用漢字が一応マスターされている必要があるだろうと言えますが、それに到達するための手順は、改めて考えてみようじゃないか、ということになってきていると思えます。

三根谷 林先生に伺いたいのですが、漢字教育は国語科だけの問題ではなくて、全教科でならして考えて欲しいということが、審議の過程でよく意見として出されたのですが、それについてはいかがででしょうか。

林 私も、かねがねそれを主張しているのです。社会科や理科などには、そこでの指導がそのまま漢字教育になる、よく覚えらる言葉があり、文字があるわけですから、その機会をとらえてほしいのです。やはり、漢字教育というものは、学校教育の中であらゆる機会をとらえて行われなければならないものだと思います。このような私の主張に、賛成してくださる方も少なくはありません。

渡部 私も、例えば理科の場合などには、概念的な言葉をかたかなで表わされると、本当に理解できません。ですから、術語は術語としてきちっと教えて、同時に書くところ

まで先生が指導してくだされれば、かなり教育効果があると思いますね。

林 ええ、例えば「硫酸」という字も、国語科では酸は出るかもしれませんが、すっぱいとしか出てこないでしょう。それで「硫」といっしょに教えるようにする。理科の実験室などで瓶のラベルが読めなければ、不測の事故を起こすことにもなりかねません。そのようなことにも、配慮すべきであらうと考えているわけです。

山本 先日、数学の成績に関して、計算問題は強いけれども応用問題は苦手という調査結果が出ておりましたが、やはり数学と言えども、そこで日本語を使って教え、考え、答えを書くわけですから、いや応なしに国語の問題と接点があるということですね。ですから、数学であらうと理科であらうと、当然、その場で漢字の問題をこなさなければいけないと思うのです。その場合に学年別配当表にあるとか、ないとかということが問題になると思うのですが、私は一つの解決方法として、教科書にもっとふりがなを多く使うようにしてはどうかと思うわけです。

それをしませんで、いまおっしゃったよう

い、という考え方を持たれることに、大きな期待を寄せているわけです。

人名漢字について

室屋 それでは、次に進ませていただきます。人名漢字につきましては、先ほど林先生から民事行政審議会の審議経過について、ご説明があったわけですが、とかく人名用漢字を制限するのはけしからん、というような意見もあります。林先生、これについては……。

林 これは、民事行政審議会でもいろいろ議論がありました。その中で、人名用漢字を制限するということは、基本的な人権を侵害するものである。また、常用漢字表が目安となるものであるにもかかわらず、人名用を制限するというのは筋が通らないという意見もありました。昭和二十四年ごろのことだと思いますが、戸籍法及び戸籍法施行規則が成立したときに、人名用の常用平易な文字として当用漢字表を適用してしまっただけで、その後、それ

に、「硫酸」という言葉を「りゅう酸」ということでやっておきますと、非常に混乱してしまうと思います。純粋な国語教育、あるいは漢字教育ということだけに終わらせないで、もう少し幅広く考えるということこそが、教育の場で検討されるべき課題ではないかと思えますね。

渡部 ふりがなというのは、私も大賛成です。

室屋 当用漢字表の時代には、原則として漢字にルビをつけない、ということでしたけれど、今回は場合によっては、用いてもいいということになっております。この点でも、常用漢字表は進歩していると思うのですが……。

林 その点では、私もふりがなをもう少し善用する必要があると思います。

それに少し付け加えていただきますと、漢字の学習あるいは教育には、計画的な学習というものと自然的な学習というものとがあると思うのです。我々が昔講談本を読んでいたということは、あれは自然学習だったわけで、漢字を覚えるために読んでいたわけではない。面白いから読んでいるうちに、自然

に学習していたわけですね。

ですから、計画学習としては何をどのよう教えるか、ということと十分考えると同時に、自然学習の機会を与えるということも考える必要がある。学校の中の生活にも、自然学習にまかせるべき点が、ずいぶんたくさんあるのではないかと思いますね。

渡部 体験的に申しますと、私に限らず私と同年代の者は、学校で新しく漢字を習うなどということはなかったですね。全部「少年講談」を読んで覚えましてから。(笑い)

三根谷 教育の分野で問題になることに、試験の問題もあると思います。我々の大きな希望として、例えば入学試験の出題者の方々に、高い良識をもって処置していただきたい、ということがあるのです。と言うことは、各教室ではそれぞれの先生が思い切った教育の仕方、かつ自信を持って教えてもらう。そして、それぞれに教育を受けた人たちが、共通に受けられる試験であって欲しいと思うのです。ですから、試験の出題者や採点に当たる方々が、はねた、はねないというように、なことに類する問題や、当用漢字の字体以来はぶかれた点画などを採点の対象にしない

だけでは困るので人名用漢字別表というものをつけ、またそれに追加をした、といういきさつがあります。しかし、制限という方向で、三〇年間やってきて、多少のいざこざはあったにしても、まず今日ではそのやり方が定着している、人名はやはり社会的使用の面を重視すべきだというのが大方の認識で、結局、従来の戸籍上の取扱い方はそのまま踏襲することとし、同時にいくらか漢字の範囲の制限をゆるめるということになりました。今回新たに加わったのが五四字、全体では常用漢字表外の人名漢字が一六六字となったわけ

です。

渡部 私が思うに、いまの名前のつけ方はその本質にそむいているように感ずるので、す。現在は、なるべくみんなが知っているような名前をつけようとしているのですが、名前というものは、違っていてこそ意味があると思います。世の中が広がってまいりますと、どうしても同姓同名がふえて困ってしま

う。それには、例えばアメリカのように、自分がもらった名前、母親の名字、父親の名字というように三段階にしますと、ほとんどダブらなくなるそうです。

日本でも、名前の重複を防ぐとするなら、字数をふやすという方法はやめて、名前の表記法自体を根本的に再検討する必要があるだろうと思います。そうしなければ、今後は同姓同名の弊害がどんどん多くなるし、その弊害が大きすぎるので漢字をふやせ、というような変な主張が出てくるかもしれませんね。

山本 私の経験を申しますと、私の勤め先に全く同姓同名の者がおりまして、同じ年に生まれ、同じ学校を出て、同じ新聞社に入社しているということで、その区別がつかなくて混乱しています。

私たちは、昭和の一けた生まれですから、当用漢字表もないときに生まれているわけですが、ないときにでもそのようなことが起こり得るわけで、なかなか難しい問題ですね。

林 民事行政審議会の方でも、まだ検討されてない段階ですが、同姓同名はある程度やむを得ないでしょうね。ある調査では、百余人の中に同姓同名が一一万六千組ばかりあったそうです。しかし、字が制限されたせいとは言えないようです。

常用漢字表への期待と今後の課題

室屋 このたび、常用漢字表が制定されたことは、国語施策上画期的な事柄であるという評価もありますし、また、従来の漢字論争に結着をつけたものであり、目安という性格と相まって、今後永く使われていくだろうと言われているわけでございます。これには、当用漢字表でさえ、三五年もたったというニュアンスが含まれていることだと思いますが、先生方はこれについて、どのようにお受け止めになつていらっしゃいますでしょうか。

山本 当用漢字表というのは、これはおそらく当座用いという意味でのネーミングだったと思います。その良し悪しは別として、これが三五年の永きにわたって続いたという事実そのものは、やはり無視できないものがあるうと考えております。

ですから、常用漢字表の場合もあと三年たつたらまた改訂することではなく、あ

る程度の期間、やはり継続して使われることが望ましいと思いますね。

渡部 私も流れとして、本来の趣旨に近くなってきたというように感じます。

私はかつて、和文タイプと英文タイプを打つスピードの違いをみて、なるほどこれは日本は損だな、という印象を持ったことがあるのです。しかし、最近ではオフイスもオートメーション化されてきてまして、例えばコピー機が普及するにつれ、インフォメーションを送る側の手間が大幅に省かれるようになってきた。しかも、日本語というのは漢字まじりかな表記であって、これは言語学的に最も情報伝達力があるわけですね。ですから、今後百年の国語の運命を占うことを許してもらうならば、いまだかつてないほどに日本語は有利な状況を迎えた、と言えらると思います。

山本 私も渡部先生のご意見に全く賛成です。ここで少し観点をずらして考えてみます。実は漢字がかなり自由に使えるようになることと、教育の問題には、重要なかわりがあると思うのです。例えば、先ほどの林先生の分類によりますと、計画的学習と自然

で考えることも必要ではないかと思ひます。

これは、自然的学習で覚えればよいことである、というようにお考えになるむきもあるかもしれませんが、そこは何か教育の面での、いわゆる漢字を勉強するという狭い意味だけではなく、生命の安全にかかわる問題を考慮するとか、もう少し広い意味で対応していく必要がある。そのようなことを感じております。

室屋 大変、身につまされるお話だと思ひますね。

三根谷 少し将来の問題に関係すると思うのですが、現在、活字体とそっくりな楷書を書かなければいけないということが、非常に書く力を弱めていると思うのです。学校でノートをとる場合など問題は深刻ですね。

ローマ字にも活字体と筆写体とがあるわけですから、やはり漢字にも活字体と筆写体を区別して考える。せめて行書で書けるような教育を、どこかでやるようなことも考えてもらいたいですね。

林 私も同感です。やはりもう少し世の中には自由なことがある、ということをお教へてほしいと思います。例えば、試験の問題があ

例にとつて言うと、学校で漢字を習うということ、社会生活の中でいや応なしに漢字に接触する、ということの二つの側面があるということになりますね。

具体的に申し上げますと、七、八年前に実際に起こったケースですが、「横断禁止」と書いてある交通標識のところで、小学校一年生の女の子が、わざわざその標識のところへ行つて、道を横断しようとして車にはねられて死んだ、という事故がありました。その子は標識をきちんと守る子だったと言ふのですが、その一年生の女の子には横断禁止という漢字が読めず、標識の絵を頼りに横断したと思うのです。

当時の学年別配当表を見ますと、断と禁という字は六年生の字に入っている。標識の絵だけを見ますと、ちょうど人が渡っているようにみえますので、それでその子はその子を渡つていい場所だと考えたのではないかと推測され、その後「わたるな」というひらがなの補助標識がつけられるようになりました。そのようなことが実際にあるわけですから、「危険」とかいう意味の文字については、いわゆる漢字の学習ということとは違った次元

りますが、楷書優先ということですね。すべて楷書で書けということになっているから、どうもそこに行き過ぎがあるような感じがします。しかし、自由が出たためになったのは、今度は大変なことになる、という面も出てくるのでしうね……。

山本 いま林先生が言われたように、自由を許すというようにすることも、私は実際問題としてありうる話だと思ふのですが、中にはそのようなことをするから、日本語が乱れるのだという主張が出てくるのではないのでしょうか。

渡部 日本語は乱れているという主張を聞いておりますと、たいていは、かたかながふえたということを乱れていると言っているわけですね。私は、これは文化概念として入ってくるものなので、少しもかまわないと思ひますね。

室屋 確かに、語い調査にも表れているとおり、最近では外来語の比重が、とみに高ま

ってきておりますね。
渡部 「電子」と言うときと「エレクトロニクス」と言う場合では、どちらが難しいかというようなことですね。また、電話とテレビ

を比べると、電話はテレフォンを漢字で表現したのですが、テレビはめんどうだからそのままテレビにしている。どちらが簡単かというところ、テレビが簡単に決まっております。三根谷 現在、全世界的にみな同じ問題をかかえております。欧米では、ギリシャ系やラテン系の言葉で新語をつくるのでしようが、インド系の文化圏では、そのまま取り入れられた外来語をサンスクリット系の造語要素で翻訳するかどうかという問題をかかえています。

日本では、漢字の機能が非常にすぐれているものから、翻訳された術語がうまく使われている。しかし、一挙に全部の外来語を翻訳することは非常に難しいことだし、翻訳しなければならぬ状態とか、あるいはタミニングよく来たものが翻訳されている一方で、そのまま国民の生活の中に入ったテレビ、ラジオなどは、いままら翻訳する必要はないのではないのでしょうか。

林 私はやはり、かたかな言葉というものは、言葉として入ってくるものなのです。から、外来語も訓の中に入れてしまえばいいと思うのです。漢語以外の外来語は、かたかな

で表す習慣がありますが、長たらくしてしょうがない。漢字をもう少し生かしてもいいのではないか。米(メートル)や頁(ページ)は、生かしてもよかつたろうと思っています。

山本 実社会といいますが、実際の動きを見ておきますと、一種のアンバランスな色彩が強いのですが、例えば大学のタテカンとか、新聞社の中でも警視庁のことをKC庁、警察庁をKS庁と書いても全部通っているわけです。これは、あくまで水面下の話ですから、それが水面上へどの程度顔を出しているか、あるいは出てくるのを認めるか、認めないのかは人それぞれだと思います。私はそのへんは自然流でいいと思っています。便利だと思えば使うといい。しかし、水面上で無理に使わせることには、ちょっと同意できない気がしますね。

室屋 言葉は世につれ、世は言葉につれと申すとおり、言葉は時代とともに変わっていきますが、この常用漢字表が目安という性格から弾力的に適応され、広く各分野で末永く定着して、より美しく豊かな日本語の形成に資することを期待したいと思います。

本日は、ありがとうございました。

国語の表記と漢字

(一)

明治のはじめから、いくたびとなく論議的になり、いくつかの試案が提出されて実行にもうつされながら、しかもなお、いまだにすべての人が十分納得するほどの解決に達したとはいえないのが、日本語の表記における漢字の問題である。国語問題といえば、文体のこと、敬語のこと、外来語のこと、標準語のこと等々、ほかにも論議すべき問題は多々あるはずであるのに、ひとり表記の問題、それも、かなづかい問題がひと落ちつきしている現在では、この漢字の問題ばかりが大きく取りあげられて、国語問題とはすなわち国字問題であるかのごとき観を呈してきた。

阪倉篤義

議論は、具体的には、一般の社会生活において用いられる漢字を、どの程度まで節減・整理すべきか、または、そのような制限を加えるべきでないか、を中心にして闘わされているわけであるが、問題なのは、その結論がしばしば、民主的か非民主的か、進歩的か保守的かというような思想的立場、あるいはまた印刷技術にかかわる経済的観点などによって、まず決められているらしく見うけられることである。

もちろん、国語問題は、国民生活全般にふかかかわる問題として、右のような立場や観点をぬきにしては考えられないし、また、これを政策として実施する以上は、その根底にイデオロギー的なものが存在するのも当然である。しかし、国語問題は、なによりもまず(言語生活的観点をふくめての)

「言語」の問題でなければならない。当面の漢字の問題に即していえば、現代日本語のもつ言語としての性格より見て、その表記法はどのようなものであるのをもっとも適当か、さらに言えば、どのような表記の体系を採用するのが、国民の言語生活をより能率的に、かつ豊かにするゆえんであるか、そういう観点をまず優先させ、すべてはここから考えられなければならないものだと思う。

(二)

現在われわれは、国語を表記するにあたって、ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字という四種類の文字を用いている。同一の文のなかに四種類の文字を混用するというのは、世界でもめずらしい複雑さである。しかし、これは比較的あたらしいことで、江戸時代までは、日本文にローマ字を交ぜて書くことは、特別の文献をのぞいては、なかったし、中世以前は、ひらがなとカタカナとを一文中に交ぜ書きすることも、特殊な場合以外には、しなかった。その点、交ぜ書きという面からいえば、過去の表記法は現在よりも単純であった。漢字から万葉仮名が発明される以前、文章がすべて漢文または変体漢文で書かれていた段階——そういう体裁の文章は、その後もながく一部で行われるが——では、その点、さらに単純であったといえる。

しかしながら、漢字をかなに交ぜて書くという表記法は、すでに、はなはだ長い歴史をもっている。奈良時代の『万葉集』『古事記』や『祝詞』『宣命』の文章がそのはい例で、ここに漢字とともに用いられている、いわゆる万葉仮名は、漢字とおなじ形をしているけれども、その性質は、もはや後世のかなと完全におなじものである。すなわち、中国の文字である漢字を自国語を表記する手段として借用する、という方法をとったわれわれの祖先は、さらに工夫をこらして、これから仮名という、日本語を表記するのに一層適した文字を案出しても、なお漢字をすてようとはしないで、むしろその特性を有効に利用しようとしたのである。『古事記』の序文に見える、

すでに（スベテ）訓によりて述べたるは、詞、心におよばず（意味ガビツリ表ワセナイ）、全く音をもちて連ねたるは、事の趣さらに長し（イタズラニ長タラシクナル）。ここをもちて、今、あるは一句の中に音訓を交へ用ゐる、あるは一事の内に、全く訓をもちて録しつ。（原文は漢文）

は、その事情を、はやく、簡潔にいいきったもので、ここに「訓」というのは、漢字の本来の用法にたつものをいい、「音」というのは、その仮名としての用法にたつものをいっている。

ひらがなとカタカナが分かれてのち、漢字を豊富に交じえ

て書いたのは特にカタカナ文で、これは本来、漢文訓読文の流れをひくものであるから、むしろ漢字にカナを交えて書くといってもよいものであった。それに対して、ひらがな文は、つとめてかなだけで書くこうとしているが、それでも、和歌や物語類を見ると、はやくから「日」「月」「女」「春」「心」など、かなりの漢字を交ぜて書いている。句読点も改行もない文章のなかで、せめてこれによって、読みやすさをはかり、意味のとり違えをふせごうとしたのである。たとえば、「あきはくるらむ」を、「秋は暮るらむ」と書くことによって、「秋は来るらむ」と誤解されるのを、直接にふせぐことができる。

(三)

一体、日本語の音の単位である音節は、その構造が単純で、拗音・促音・撥音というような特殊な音節をのぞいては、すべて子音十母音という等質の構造をもち、したがってまた、その種類も少数にかぎられている。かなは、こういう単純・等質な単位を一つ一つあらわす記号であって、その単調な連続のなから、語というまとまりを見つけたことは、なかなか容易でない。音声による言語の場合には、その連続に適当なきれめをおいて発音し、また、アクセントやイントネーションを利用して単位の識別をたすけることができる

が、そういう手段を欠く文字言語の場合には、せいぜい単位ごとに分かち書きをし、また句読点を多数にほどこすというような方法によって、それをしめすほかはない。（しかし、実際は、日本語の特色である助辞のなかに、付属語でありながら自由形式であるものがあって、分かち書きの単位を決定するのは容易でない。）

ところが、漢字を文中に交ぜて用いることによって、この分かち書きにちかい効果を、かなりの程度あげることができ。すなわち、その場合の漢字は、まず、語としての単位的なまとまりを視覚的にしめすうえで、はなはだ有効である。しかも、表意文字である漢字は、それによって表記されている語の意味までも、同時に、ただちに読み手に理解させる効果をもっている。この点は、右に例をあげた「暮る」と「来る」のような同音異義の語の識別において、特に効果的である。歴史はじまって以来、漢字・漢語の摂取を意欲的行ってきたわれわれの日本語には、ときとともに、使用する漢語の量はふえる一方であった。そしてその漢語の語彙には、

工科・高価・校歌・効果・硬貨・硬化・考課・降下・高架・公課・功科・後架・高歌・降嫁

のように、同音異義の語がはなはだ多い。文中における語としてのまとまりをしめす、というただけならば、たとえば

ひらがな文中に漢語はカタカナで書くという方法でも、ある程度は目的がたされようが、そのカナ書きされた漢語を意味的に識別するのに相当な時間を要することになれば、結果は、きわめて非効率なことになる。

このように考えると、多数の漢語をふくむ日本語を表記するために、従来、相当数の漢字を交ぜ用いるという方法をとって来たのは、十分に必然性をもつ効果的な方法であったということができらるだろう。

(四)

これに対して、それは現在までのことであって、将来の日本語の表記法は、また別に理想的な方法を考えるべきだ、という議論がある。しかしながら、言語というのは、歴史的に形成されてきたものである。現代日本語が多数の漢語をふくむのは、外来文化を積極的に摂取することによって発展してきた日本文化のありかたそのものの反映であって、もし漢語の摂取ということがなかったら、日本語は、おそらく今日、かなりちがったものになっていたであろう。そういう歴史的な現実を考慮のそとにおいて、かりに現代語彙の異り語数の50%ちかくをしめている漢語(字音語)語彙を、将来もし10%程度(ということは、現在のいわゆる外来語程度)にまで節減することができたら、その場合の表記法は……、というよう

仮定にもとづく議論は、あまり意味がない。

しかも、そうした事態が生じうるためには、現在漢語によって表現されている複雑な概念を適確にあらわしうる多数の外来語と和語とが代わりに必要になる。当然その和語は相当に長大な複合語のかたちをとらざるをえないから、読みとりの便利のためには、その一語のなかにさらに・とか||とかの符号をいれて、分かち書きする必要があるだろう。外来語を表記するカタカナと、右のような和語を表記するひらがなとの、ながい文字列のなかに、こうした二重・三重の分かち書きをほどこななければならぬ(しかも、その原則はなかなか立てにくい)というような表記法は、決して能率的なものとはいいにくい。

むしろ、少数の残された漢字を有効に利用する方法はある。しかし、漢語をそのままかな書きした場合の非効率さを考えると、大部分は、やはり外来語や和語におきかえられなければならない。たとえ徐々にではあっても、こういう語彙の大改造が、国民の言語生活に支障をきたさずに実行できるものかどうか、まず疑問であるが、よしそれが可能であるとしても、そういう困難をおかしてまで現在の表記法に大改革をくわえる必然性が、はたしてあるかどうか。それが、より根本的な疑問である。

(五)

漢字節減の必要がさげられる最大の理由は、いうまでもなく、これが、記憶するのに困難な文字であり、しかも、せっかく記憶しても、実際の表現・理解の行為にあたっては、その一部が活用されるにすぎず、多くの無駄をふくむ結果になる、かなり効率のわるい文字である、という点にある。

おなじ一つの日本語の文を、(1)漢字かな交り、(2)かな専用、(3)ローマ字専用、という三種の表記法で書いてみると、当然、(1)、(2)、(3)の順序で文字数が多くなる。それだけ字を書く手数がふえるわけである。しかしながら、必要な文字の種類からいうと、(3)はどれだけ文がなくなろうと、せいぜい二〇種の文字があれば用がたりるし、(2)は、それよりは多いが、(濁点・半濁点をそれぞれ一字と考えても)四八字あれば十分である。それに対して(1)は、かな四八字のほか、さらに漢字を少なくとも二万字以上は用意しておかなくては、その必要に応じきれない。さきの場合とは逆に、(3)、(2)、(1)の順序で必要な文字の数はふえるわけで、少数の文字を記憶して、これを十分につかいきるローマ字書きにくらべて、莫大な文字を用意(記憶)しながら、実際にはその一部分ずつしか使用しない漢字書きは、その面からは、たしかに非効率な表記法だといえる。一、〇〇〇文節の文を、かなタ

イプライターでうてば平均一八・一分、字数の多くなる欧文タイプでも二四・三分でうてるのに、邦文タイプライターでは実に八五分を要するという事実にも、それはよくあらわれている。

表語文字といわれる漢字が、それぞれの語という単位を総合的にしめすのに対して、かなは、これを音節のレベルまで分析して記号化し、ローマ字は、これをさらに単音(子音・母音)のレベルまで分析して記号化するものである。分析がこまくなればなるほど、抽出される要素的な単位の数は減少し、逆に総合的になるほど個別・具体的な単位の数は増大する。しかし、ローマ字やかなのような分析的記号にばらして書かれた語は、読むがわにおいて、これをもう一度総合して、具体的な語にもどして受けとらなければならないことになる。分析的な文字を用いて書く方が、書き手にとっては、記憶の負担もかるく楽であるが、しかしこの方法は、右にいうような、総合し再構する操作を、すべて読み手にゆだねるものである。

言語行為というのは、つねに、表現と理解との二つの行為の結合によってなりたつ。聞き手(読み手)によってたたく理解され、その意図がはたされたとき、はじめて話し手(書き手)の表現は、表現としての意味をもつことになる。書き手は、つねに読み手を考慮して「書く」という表現行為をし

なければならぬ。書き手にとって平易であり、簡単である表記の方法が、読み手にとっても理解しやすいものであるとはかぎらない。それがかえって表現の意図を正確に理解するのをさまたげることになる場合も、すくなくはないのである。別々の生活体験をもっている二人の人間が、ことばという共通の記号によって互に相手を理解しあうというのは、もともと、きわめてむずかしいことなのである。その困難を克服するために、われわれは、種々表現の工夫をこらすことになる。かなやローマ字にくらべると、記憶の負担がかかり、また、それが多少の無駄をふくむものであっても、相互に適確な理解をもとめあうという目的にかなうものであるならば、この漢字という文字を適当に利用しあうことには、右のような欠点をおぎなうて余りある利点があることになる。

そして、こういう観点にたつ以上、使用する漢字の種類は、読み手の理解を考慮しておのずから平易なものにかぎられてくるのは当然のことである。それがもっとも漢字の機能性を発揮せしめるゆえんであるし、そしてまた、そのような機能性のたかい表現法をとる文章こそ、ゆたかで美しい将来の日本語をさししめすものだということができる。

(京都大学名誉教授)

文体と「話」体の確立

常用漢字表が施行されて、戦後続けられてきた文字についての基準設定の仕事は一区切りついたとしてよいであろう。

これまで三〇年の国語審議会の地道な努力に対して敬意を表したい。こういう作業はとかく欠点のみが目につきやすいけれども、現代の表記がかなり整備されているのは、当用漢字表によるところがきわめて大きい。

ただし、これで日本語はもう問題がないというわけには行かないのも事実である。むしろ、国語問題はようやく始まったばかりと言わなければならない。

文字については一応片付いたように書いたけれども、この分野でもなお、残っていることがある。たとえば、正書法で

ある。

学校へ歩いて行く。

学校へあるいてゆく。

学校へ歩いていく。

ガッコウへあるいて行く。

などさまざまな書き方ができる。当用漢字表では「歩」とか「行」という漢字を使うように指示していたが、それでも動詞は仮名にするとという文筆家がいる。常用漢字表では「目安」を示すにとどめるとなっているから、正書法のゆれはこれまで以上に大きくなることも考えられる。

同じことばがいく通りにも書き表わせるのは、それだけ国

外山 滋比古

語の豊かさを示すことになるという考えも成り立ちはある。それでもなお標準ははっきりしていた方がよい。規準の明確でない多様は混乱であると言われてもいたし方あるまい。

文章を書く専門家である新聞記者が、原稿を書くときに各社でつくっている用語用字の「虎の巻」を繰らなくてはならないというのは自慢できる話ではない。よくは知らないが、ほかの国ではあまり例がないだろうと想像される。

最近出した拙著の校正で出版社の校閲部といくつかの点で対立した。こちらの書きぐせが校正者の、したがって、一般の慣用と違っている。校正者はそれをおかしいと言い、当方はそれでいいと主張する。結局、面倒になったから、言われるままにしたところが多い。

正書法の中には入らないが、読点の打ち方における個人差もかなり大きい。仮名書きの分量がふえるにつれて、ゆれがいつそう大きくなってきたように思われる。この点には学校の国語教育においてももっと注意を払ってほしいものである。

同じく段落（パラグラフ）の感覚もはっきりしていない日本人がすくなくない。長い段落をよしとする人、短い段落を好

む人、あまり段落のことなど考えない人、と実にさまざまである。

句読点にしても、段落にしても、明治になって外国から入ってきた慣習である。いまなお、確たる慣用になっていないとしても、止むをえないかもしれない。問題は、まだ慣用がしっかりしていないことの認識が充分でない点である。どこまで個人の選択が許されるのか。どこまで標準の拘束が働くのか。そういうことについてお互いに議論をつくして、すこしずつ正書法を確立して行く必要がある。

*

正書法はいったんそうと決まれば、比較的容易に教えることができる。

われわれはだいたい文字にこだわる傾向が強い。文字が書ければ、それでことばの問題は解決したように考える。若い世代のことばの能力で槍玉に上がるのは、きまって、誤字、脱字が多いというのである。

もちろん誤字、脱字はあつては困る。しかし、辞書を引

ことばについてののきな人が多くなったのであろうが、それほど目くじら立てるほどのこともない。

と言うのも、もっと深刻なことが放ったらかしにされているからである。

われわれは自分の思っていること、言いたいことをはっきり、簡潔に表現する文章法を学んでいない。そういう文章法そのものがはつきりしていない。学びたくとも身につけることが困難である。

近年、「文章読本」に対する一般の関心が高まっているのは、文章の文法を学びたいと考える人が増加していることを暗示しているように思われる。「文章読本」も結構だが、もっと普通の文章構成の骨格をすべての人が心得ているようになってほしいと願わずにはいられない。

戦後の日本には、国民皆読の文章がなくなってしまった。われわれは文章を書くに当って抛るべきスタイルの修得に不便を感じている。さまざまな文章を雑然と読んでいるのでは、いつまでたっても、文体（スタイル）の感覚は育たない。暗誦がすたってしまったのも、スタイル形成が難しくなったひとつの事情であるかもしれない。

だいたい、国語教育ではほとんど文体が問われなかった。名文とか悪文の概念はあっても、文章の上の個性と一貫性としてのスタイルは具体として感じられることは例外である。

スタイルをもっていなければ文章は書けない。書こうとすればそれこそたいへんな苦しみを味わされる。それでいて、でき上がったものは難解でおもしろくないものになりやすい。文体についての感覚が欠けているために、われわれはいかに文章で無駄な苦勞をしているかもしれない。

イギリスにロイヤル・ソサアティ（王立協会）というのがある。イギリス最古の学術団体で、一六六〇年の創立とある。自然科学の知識を普及させるのを目的としていたが、おもしろいことに、初期は、ことばの改善に力を入れた。

会員には、簡潔で明晰な文章を書くことを要求した。これがひいてはイギリス散文の発達に大きな影響を及ぼしたと言われる。近代散文の文体確立のきっかけをなしたというわけである。

イギリスはそのすこし前までは国語成立への胎動で苦しんでいたのである。ベイコンは有名な『隨筆集』（一五九七、一六二一、一六二五と三つの版がある）を書くとき、英語では後世

読む人がなくなるかもしれない。ラテン語で書こうか、というのを真剣に考えた。それほど英語は不安定な状態にあった。考えた末、ベイコンはエッセイを英語で書き、その文体が簡潔さの手にされることになった。

ロイヤル・ソサティが文体への関心をもっていたことはイギリスが近代国家へ向っての成長を示す里標のようなものであった。

別に、いまの日本が一七世紀のイギリスの状態にあるなどと言おうとしているのではない。文体の確立の必要は当時のイギリス以上に現在のわれわれの社会の方がはるかに大きいと考えられる。それにもかかわらず、文体ということが一般にほとんど顧みられない。また、ロイヤル・ソサティのような専門外のことにも口をだそうという機関もない。だとすれば、やはり国語審議会とか国立国語研究所あたりで考えていただくほかはないだろう。

*

言文一致というが、日本語では書くことばと話すことばの隔りは現在においてもきわめて大きい。そして、ことばの教

育と言え、書くことばをもつばらにしている。話すことばのスタイルの欠如は、文章における文体の欠如よりもはるかに深刻である。

公の場で話されることばが不安定で、おもしろくない。演説というものを楽しんで聞くという経験をもっている人はすくないのではないか。それどころか、話などを聞く訓練を受けたことすらない。

紋切型の挨拶などというが、基本の型がないから、安心して聞いていられるスピーチをすることも容易ではない。結婚披露宴での祝辞はわれわれがいかにか話すことが下手であるかを見せ合う場になっている。ときにうまい人もないわけではないが、聞いていて食べものがますますそうなるものが多い。始末の悪いことに、話し方がわかつていないことがわかっていない。つまり、上達のしようがない。

文章を書くのに文体が必要なら、話すのにも、一人前の人間なら、「話」体というものができていなくてはならないはずである。ところが、「話」体などということば、それに当る考えすら存在しないのが実態である。修辞学や雄弁術というものがなかった国として止むをえないのであろうか。

ただ、若い人たちの間で話すことばに対する関心が高まっているのではないかと思われるふしがある。たえず洒落や冗談を言い合っているというのは、その一例であろう。漫才が人気を集めているのも関係がありそうに思われる。

それにもかかわらず、話し方の訓練はほとんどなされていない。学校の国語も、読み書きを指導するのに手いっぱいである。話し聴く教育はほんのすこししか、あるいは、まったく行われていない。

できないわけである。教えたくとも教える先生がいない。いま教職に必要な単位には話し方はふくまれていない。国語の先生になるのにすら話し方の専門的訓練は受けていない。それでも教室では何とかしゃべらなくてはならない。うまく話せなくて当り前である。

難しいことでもおもしろく、わかりやすく口で説明できる能力は国語の先生方にだけ求められるものではない。すべての教科の先生が身につけていなくてはならないものである。この点、教員養成において思い切った改善が望まれる。教育の根幹にかかわる問題であると考えられるからだ。

もうひとつの話しことばの教育は母親によって乳幼児に対

して行われる。これこそ、はじめのことばで、その影響するところは一生に及ぶはずである。母親が叫ぶことは知っているが、話すたのしき、聴いたのしくなるような話し方を知らないのでは、「話」体の確立などを望む方が無理だろう。

母親になってからでは遅すぎる。女性なら母親になるだろうから、早きに及んで、話しことばの教育を行ってほしい。それが次の世代の日本語を耳から聴いて美しいものにするものとも近い道になるはずである。

そういう教育が行われていないから、テレビとラジオがことばの先生の役を引き受けている。おかげで共通語が全国にひろまりはした。その功は顕著であるけれども、それだけに任せておいては怠慢になる。

話体ははっきりすれば、当然、これは文体に影響し、それを変える。文体が新しくなれば、ひいては話体も変化する。このことは社会としても、個人についても考えられる。

*

近年における教育の普及はまことに目ざましいものがある。高等教育を受けた人間も激増している。だいたい教育は

言語による知的活動であるから、教育を受ける年限が長くなればなるほど、言語についての洗練も進む道理である。

さきにものべたが、若い世代が空談と冗談を楽しんでいるのはそのあらわれと見ることもできる。これまでの日本語は、どちらかと言えば、おもしろ味に欠けていた。それがこのごろは、洒落とか語呂合わせのようなものが喜ばれる。

「おもしろさ」がことばにおいてはげしく求められているように感じられる。これまでの一世紀のわが国は、ことばから思想とか知識を汲みとるのに多忙であった。ことばに遊ぶというゆとりはなかったのである。

ここへ来て、ようやくそのことばのおもしろさへの興味が頭をもち上げてきた。おもしろさというとすぐ、おもしろおかしいことを考える。現にいまの若もののことばのおもしろさはそういった浅い、身ぶりの大きなものである。

われわれは心からそれに満足しているのではない。できれば、より深いところに、別の「おもしろさ」の形を発見したいと願っている。

ヒューマーはそういう深味のあることばのおもしろさに注目する人たちの間でしか栄えない。滋味あふれる話とか文章

というものも、やはり深いことばのおもしろさであろう。

われわれは手軽に対話とか討論とか言うけれども、たとえ利害は対立していても話し合いそのものを楽しむところがないと、本当の話し合いにはならない。かりに合意はできなくても相手の言わんとするところが話し合う前にくらべてずっとよくわかった。それでなくては言論による社会の進展はありえない。

深いおもしろさをもったことばを多くして行きたい。それによって、われわれの国をもう一度、言霊のさきおう社会にすることができればうれしい。

このように考えてくると、「話」体の確立は、ひよっとすると、「文体」確立よりも先にしなければならないかもしれない。



(お茶の水女子大学教授)

国語教育と漢字

——学校における漢字指導の諸問題——

小・中・高等学校の国語教育において、漢字指導の内容・方法は常に古くして新しい課題とされてきた。一般の「常用漢字表」の実施にあたっても同様である。私見で恐縮であるが、紙数の許す範囲でできるだけ多角的に考察を試みたい。

一

学校の国語教育で漢字の指導が大きな課題とされる理由はなにか。それには次の二面にしばって考えるのがよいかと思う。

- (一) 漢字が国語の語句・語彙になうこと
 - (二) 漢字が国語の表記・表現になうこと
- まず(一)について。語彙指導は国語教育の最も根底的な内容

瀬戸 仁

をなすものと考ええる。語彙を豊かにすることは、認識の可能性を増すことであり、思考・心情を育成する言語的基盤をなすものである。したがって、国語科だけでなく学校全体の教科指導、読書生活、言語環境を通じて指導される必要がある。現代の平均的な日本人の語彙量は三〜四万語、そのうち漢語が半分を超えと言われる。特に近代の人文・社会・自然の各分野における概念の形成、思考の組立て、情報の伝達、文化的技術的生産にかかわる漢語の数は膨大であることを考えると、その構成要素をなす漢字の指導はゆるがせにできない。現代国語の語句・語彙になう漢字の指導という視点が必要である。

次に(二)について。わが国の文章表記法として漢字仮名まじり文が中心を占めている。漢字は造語力に富み、語の意味を明確にし、文中で語の切れ目を見やすくするなど有効な表現機能をもつことが「常用漢字表」前文に述べられているが、文章の表記・表現にはたらく漢字の役割は極めて大きい。文章表現の実際にあたってどのような漢字使用力を身につけさせるか、現代国語の表記・表現をになう漢字の指導という視点が、(一)と並んで必要である。

以上、漢字指導の意義と視点について述べた。

二

しかし、だからといってただ闇雲に漢字を多く教え込めばよいというわけではない。学校の教育計画全体の中で、児童生徒の発達段階、興味・関心、必要度・達成度等をおさえ、限られた授業時数のもとで何を基礎的・基本的指導内容とするか、漢字指導の具体計画と方法が考えられなければならない。端的にいえば、指導すべき漢字の字種・音訓の適時性、指導字数の適量性、指導方法等の適切性などの課題がある。その点について、三つの面から少しく考察しよう。

(一) 字種・音訓について

を生じないための配慮をしつつ、「常用漢字表」で新たに採用された字種も含めて、改めて見直しをする必要がある。そのためには広範囲の基礎的調査研究が必要であり、また、系統的と経験的との両面の原理の調整という問題をどこに落としつけるか、課題が残ることを理解しなければならないであろう。

字種の選定は音訓と直結するもので、さきの原理を児童生徒にひきよせていえば、それぞれの漢字ないしその構成する語が、

① 児童生徒の発達段階に応じた生活語彙・学習語彙としてふさわしいかどうか。

② 漢字の体系や学習の系統性・順序性から見て適切に配当されるかどうか。

③ 各教科等で学習すべき基本的な概念を理解・表現するのに必要かどうか。

④ 国民生活に長く慣用され、必要かつ親しめるものであるかどうか。

などの観点から、音訓を考慮しながら検討することになる。字種と音訓とを密着させて考えると、結局、その漢字を構

「常用漢字表」では字種・音訓の選定観点を挙げているが、主なものを拾うと、

① 使用度(出現頻度)の高いもの

② 機能度(造語力)の高いもの

③ 概念の表現に必要なもの

④ 当て字・熟字訓で慣用の久しいもの

などがある。学校での漢字指導、特に小学校各学年の字種配当、中学校各学年の字種選択にあたって、右の観点を、各学年の発達段階と学習の系統・順序性に配慮しながら適用してゆくの考え方であろう。

小学校学習指導要領に示されている各学年配当漢字(合計九九六字)の字種は、長い間の制度的・経験的両面から今日定着しているが、私見であえていえば、初めは生活経験の原理が強くはたらいっていた。それに系統指導の原理が加味されてきたようである。初期の指導字数(「当用漢字別表」八八一字に前回改訂で一一五字が加えられたとき、全体の組替えをせず六年に上乘せし、他はいわゆる繰下げによって調整された。改善された面もあるが、そこにはなお検討すべき問題点が残されているという指摘もある。現場の指導に激変や混乱

成要素にもつ語の配当という問題になる。例えば「回」は小学校二年配当で「一回、二回」や「回る」で提出されるであろう。しかし「回向」となれば、小・中学校では難しく、高等学校で取扱えばよいとされよう。字種・音訓の問題は、語彙の問題と重ならざるをえないのである。

(二) 指導字数について

小・中・高等学校の教育課程基準の改訂のたびごとに常にかまびすしく問われるのが、指導字数の問題である。いうまでもなく、授業時数と学習能力や学習負担の関係からである。

今回「常用漢字表」の実施にともない、各学習指導要領の一部改正がなされた。義務教育に関しては、小学校では「燈」の字体を「灯」とするだけで九九六字の学年配当は変わらない。中学校については、一、二年の指導字数基準に変更はなく、三年で「その他の当用漢字も読むこと」が「その他の常用漢字の大体も読むこと」に改められた。「当用漢字」は、一、八五〇字、「常用漢字」は一、九四五字であるが、書きについては変わっていないので、学習負担もそれほど心配することはないであろう。現在でも各教科の教科書には、

いわゆる表外字がルビ付きで用いられていることを言い添えておこう。

もともと「当用漢字」でも、例えば「借款」の「款」、「暫時」の「暫」、「逐次」の「逐」、「諮問・諮る」の「諮」など、習得率の低い文字があった。先般の学習指導要領改訂にあたっては、このことは当然検討されたことである。小・中学校を通じて、各教科の内容の精選と授業時数の削減が行われたが、漢字の指導字数についても削減論があった。しかし、結論的にいって、国語科授業時数の減少にもかかわらず漢字指導の量的基準にさしたる変更はなされなかった。その主な理由は、義務教育の責任という建前にあったように思う。児童生徒一人一人の学習の成立(習得)を旨とする学習指導論の立場と、義務教育として当用漢字すべてを指導すべきとする制度責任論の立場とがあった。今回「常用漢字」の取扱いに「大体」の語が入れたのは、いわば両者の折衷ともいうべく、また「常用漢字表」が義務教育を終えてある程度の社会生活・学校生活を経た人々を対象とするものであることを考えると、まずは「ほどよい」決定かと思われる。

ただ、やはり問題は残るであろう。中学校の場合、字種の

指定がなく(現実に指定できないし、また指定すべきではないと思うが)結局一、九四五字全部を何らかの形(例えば一覧表)で教科書に提出することになるとすれば、それが必要だとする立場と、学習不消化の原因になるとする立場とがなお対立することも考えられるからである。このことについては国語科の計画的指導だけでなく、各教科等での指導、読書生活や言語環境からする自然習得の面も大事である。国語科の計画的指導字数は極力抑えて読み、書き、使用の学習を徹底し、それ以外は自ら学び、自ら使う、応用力をつけるとともに、振り仮名(ルビ)の活用による自然習得を生かすことが実質的だとする考え方もある。

(三) 字体の標準について

漢字の指導で従来から何かと話題になってきたものに、字体の問題がある。

「字体」は、これを文字の骨組みと考えるというのが国語審議会の見解である。従前の「当用漢字字体表」でも同様で、実際の書写(手書き)の際には運筆上の肉づけが加わるため、字体表をそのままぞった字形にはならないのが当然であった。だからこそ字体表には、「使用上の注意事項」が示

され、点画の長短や方向、曲直、とめ、はね、払いなどについて必ずしも拘束しないものがある旨が示されていた。また、いわゆる明朝体の活字には幾つかのデザイン上の特色があつて、これも手書きと違うことも常識である。にもかかわらず、学校での指導において、例えば「女」の第二画と第三画との接し方、「木」の「木」のとめるかはねるかの問題など、指導と評価の問題でしばしばトラブルが見受けられた。

幸い、最近では小学校学習指導要領(国語)の学年別漢字配当表に教科書体活字が使われ、また「常用漢字表」答申で、字体の解説とともに具体的な字形の実例が前文に詳しく示されたので、この問題はかなり解消される方向にある。指導にあたっては、字体と字形についての理解をもち、いたずらに瑣末にこだわりいわゆる角を矯めて牛を殺すような結果を招かないよう留意する必要がある。

三

終わりに、各教科や国語科の各領域で行われる漢字の指導について四点だけ簡単に私的提案をしてみよう。

(一) 各教科等で必要な漢字の指導

学校における国語教育は教科としての国語科が中核になる

が、他の各教科等でも取り組んでほしいものである。漢字の指導についても同様で、特に各教科の学習内容をなす基本的概念が漢語で示されている場合は、読みはもちろん、概念の理解と合わせてその表記もきちんと身につけさせる必要がある。具体的にいえば、例えば「憲」は社会科で「憲法」を学ぶときに身につけるのが最もふさわしく、「硫」や「酸」は理科で「硫酸」を学ぶとき最も身につけやすい。しかもそれは、同時に概念理解の定着を図ることになる。

(二) 読解・鑑賞の要となる漢字の取扱

国語科で特に文学的文章の理解にあたって、漢字の抵抗が鑑賞を妨げるとする人がある。しかし、むしろ主題を説明する大事なポイントに漢字が据えられていることが多い。例えば、中学校教材に太宰治『走れメロス』がある。メロスと王とセリヌンテウスが再会する場面、主題にかかわる漢字として「信」が出現する。「信」とは人と言の組合わせ、人の言葉にウソがないことであり、約束を守ることである。人間関係の真実を王に感得させたのは何か。約束を必ず果たそうとする一念がメロスを走らせたのである。そこを押さえなければ的確な鑑賞は成り立たないであろう。

(三) 漢字と仮名の使用比率への関心

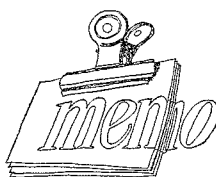
漢語は漢字で書くというのは当然である。しかし漢語でも和語化して仮名書きが慣用化されているものもある。まして和語の場合、なんでも漢字を使えばよいということはない。特に動詞や形容詞に漢字を当てるかどうかは、かなり多面的弾力的に考える必要がある。例えば「きく」に「聞」を当てるか「聴」を当てるかによって「きく」の姿勢に違いが生じよう。作文の指導の際、そうした面に触れることは、生徒の言語（文字）感覚を養う上で必要なことである。また、文章全体での漢字の使用度ないし漢字と仮名の使用比率に関心をもたせることは、文章感覚を養う上で大事なことである。文章は目的や相手を考えて書かれるものであって、内容とともに文体を大事にしなければならない。漢字の適切な使用ということをもて文体の観点から考えさせるような指導がなされてよいのではなからうか。

(四) やさしい行書の指導の必要

書写の指導について、小学校はともかくとして、中学・高校では行書の基本の指導にもっと配慮する必要があるのではなからうか。中学校学習指導要領では「やさしい行書」を指

導するよう規定されているが、その要素に点・画の連続あるいは省略が挙げられる。毛筆の場合の漢字の行書や仮名の連綿の美しさに触れるのはともかく、ここで提案するのは硬筆の場合であり、特に実用書写としての行書の指導である。日常の学習生活で、メモやノートを取る、レポートを書く、読書カードに記入するなど、いろいろ書く活動が必要であるが、その能率のためにも「行書」の指導が大切になる。きちんとした行書の基本を学んでいない生徒は、やむをえず自己流の崩し方をして学習の確認や伝達を誤ったり、楷書に固執して非能率に甘んじていたりする。しかもそれが大人になっても続くのである。

（神奈川県立七里ガ浜高等学校長）



常用漢字表に基づく

小・中・高等学校の漢字指導

初等中等教育局小学校教育課

はじめに

文部省は、常用漢字表の内閣告示に伴い、一〇月一日付けで、小・中・高等学校の学習指導要領の漢字指導関係の規定の一部改正の告示を行うとともに、各都道府県教育委員会等に対し、その旨を傳達した。

今回の学習指導要領の一部改正と、通達に盛り込まれた内容は、去る八月三十一日に公表された教育用漢字調査研究協力者会議の報告に基づいている。

文部省では、国語審議会における常用漢字表の審議と並行して常用漢字表の制定に伴う学校教育における漢字の取扱いについて検討を重ねてきた。昭和五四年六月には教育用漢字調査研究協力者会議が設けられたが、同会

議は本年三月の国語審議会の答申後本格的に検討を行い、八月三十一日にその結果を文部省に報告した（常用漢字表の制定に伴う学校教育における漢字指導の在り方について）。文部省では、この協力者会議の提言に沿って今後の施策を講ずることとし、常用漢字表の内閣告示と同日付けで学習指導要領の改正等の措置が講ぜられたものである。

以下、今回の学習指導要領の改正の要点とこれに伴う高等学校入学選抜等における留意事項等について解説することとする。

一 学校教育における漢字指導の基本的な考え方

常用漢字表の性格は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための目安となることを目指したものである。

したがって、学校教育においても、この常用漢字表に基づいて適切な漢字指導が行われることが期待されている。今回の学習指導要領の一部改正においては、このような基本的な考え方に立って、常用漢字表に基づく漢字指導への移行が円滑に行われるように、従来の学校教育における漢字指導の経緯などに十分配慮して、当面次のような措置を講じることとなった。

二 各学校段階における当面の措置

1 小学校

小学校の漢字指導は、小学校学習指導要領の学年別漢字配当表に基づいて行われているが、学年別漢字配当表の漢字は、すべて常用漢字表に含まれているので、引き続き現行の学年別漢字配当表に基づいて指導する。ただし、第四学年の「燈」の字体が、常用漢字表では「灯」に改められているので、学習指導要領の学年別漢字配当表の「燈」を「灯」に改めることになった。昭和五十六年度中は従来どおり「燈」で指導し、五七年度から「灯」

で指導することになっている。ただし、五六年度中においても「灯」で指導して差し支えないし、五七年度以降においても児童が「燈」を用いることについて弾力的な対応が必要である。

2 中学校

中学校では、従来、当用漢字の「読み」については、一、八五〇字のすべてにわたって指導し、「書き」については、小学校の学年別漢字配当表の漢字を主として、一、〇〇〇字程度の当用漢字を書くこととなっていた。すべての当用漢字の読みについて指導することとしてきたのは、義務教育の修了までに当用漢字全般にわたる一通りの知識を与えておく必要があると考えられたからである。常用漢字についても、一通り「読み」を指導した方がよいという考えがあるが、一方また、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象として考えられている常用漢字表の性格から、必ずしもすべてにわたって指導しなくてもよいとする意見もある。そこで種々検討した結果、「書き」については、第一学年、第二学年及び第三学年を通じて中学校学習指導要領の「当用漢字」の文言を「常用漢字」に改めるだけであるが、「読み」の指導にかかわる文言については、第三学年における「第二学年までに学

習した当用漢字の読みに慣れ、更にその他の当用漢字も読むこと。」を、「第二学年までに学習した常用漢字の読みに慣れ、更にその他の常用漢字の大体も読むこと。」と改めることになった。

一般社会で用いられる漢字はできるだけ義務教育修了までに読めるようにしたいという従来からの中学校における漢字指導の基本的な考え方を生かしつつも、常用漢字表の性格や、生徒の学習負担などを考慮して、このような表現になったものである。

中学校における漢字の指導は、昭和五七年度から、今回改正された学習指導要領に基づいて行うこととなるが、この場合、国語教科書の本文教材における漢字の使用の状況や必要性を考慮して適切に指導することが期待されている。

昭和五十六年度における漢字の指導は、従来どおりであるが、現行の中学校国語教科書において、本文教材に振り仮名付きで使用されている当用漢字にない常用漢字についても、その必要性や使用頻度などを勘案して指導してもよいこととなっている。

3 高等学校

高等学校における現在の漢字の指導は、昭和四五年に改訂された高等学校学習指導要領に基づく「現代国語」

において主として行われており、来年度新入生徒からは学年進行により、昭和五三年に改訂された新高等学校学習指導要領に基づく「国語Ⅰ」及び「国語Ⅱ」において主として行われることになる。現行の第一学年から第三学年までを対象とする「現代国語」においては、当用漢字のすべての音訓が読め、当用漢字のすべてが書けるように指導することとなっている。昭和五三年告示の学習指導要領では、原則として第一学年を対象とする「国語Ⅰ」において、当用漢字の読みに慣れ、主な当用漢字が書けるように指導することとし、「国語Ⅱ」では「国語Ⅰ」の内容に更に習熟させるように指導することとなっている。このように高等学校では、「読み」「書き」とともに当用漢字を十分に習得させることが求められてきた。常用漢字についても、高等学校の場合、同様の考え方で対応することが必要であると考えられる。

現行の高等学校学習指導要領（昭和四五年文部省告示）については、「現代国語」における「当用漢字」及び「当用漢字音訓表」という文言を「常用漢字」に改め、「当用漢字別表」を削除した。

新高等学校学習指導要領（昭和五三年文部省告示）については、「国語Ⅰ」における「当用漢字」という文言を「常用漢字」に改めた。

各高等学校においては昭和五七年度から、今回改正した学習指導要領に基づいて漢字の指導を行うこととなった。昭和五六年度においては、従来どおりであるが、当用漢字にない常用漢字についても、その必要性や使用頻度などを勘案して指導してもよいこととしている。

三 教科書における取扱い

常用漢字表の制定と学習指導要領の改正によって教科書がいつから変わるのかということについて、今回の通達ではふれていないが、学校現場にとっては大きな関心事であると思われるので、ここに簡単にふれておきたい。

学校における漢字の指導に当たっては、教科書が大きな役割を果たしている。学校における漢字の指導が常用漢字表に基づいて行われることとなる昭和五七年度から、教科書も改まるのが最も望ましいのであるが、現在の教科書制度では、単なる表記の変更だけにとどめても、印刷や学校への供給の手順を踏んで実際に学校で使用するまでには相当の期間を要する。このため、教科書において常用漢字表に基づく新しい表記が行われるのは、昭和五八年度使用のものからとなる見込みである。

なお、昭和五八年度以降使用する中学校第三学年用国

語教科書、高等学校の「現代国語」、「国語Ⅰ」及び「国語Ⅱ」の教科書には、学校における指導の便のため常用漢字表が巻末に掲載されることになる。常用漢字の指導を効果的に行うためには、単に既存の教材の表記を改めるだけでなく、教材自体の差し替え等が必要な場合も考えられるが、そのためには編集等に十分な期間が必要である。そのための国語教科書の適当な改訂検定及び新規検定の機会に行われる予定である。

四 高等学校入学者選抜における取扱い

高等学校入学者選抜のための学力検査における漢字の出題は、中学校における漢字の指導に大きな影響を及ぼすので、今回の通達においても特に言及したところである。すなわち、漢字の出題に当たっては、中学校国語教科書の本文教材における常用漢字の使用状況など、中学校における漢字指導の実態に即した適切な問題であるかどうか十分な検討がなされる必要がある。なお、中学校における漢字の指導は今年度中は従来どおりであるから、当然のことながら、来年度行われる昭和五七年度入学者選抜のための学力検査は従来どおりの範囲で実施することが望ましい。

常用漢字表について

昭和五六年一〇月一日付け内閣告示第一号で「常用漢字表」が告示され、同時に従来の「当用漢字表」「当用漢字字体表」「当用漢字音訓表」等、関係の六つの内閣告示が廃止された。これは三五年にわたる当用漢字表を中心とした国語施策の大きな改定であり、この常用漢字表の制定によって戦後の漢字問題には一応の区切りがつけられたものと言えよう。

以下、常用漢字表の制定までの経緯と常用漢字表の趣旨及び当用漢字表との相違等の概略を述べ、更に公用文、法令、学術用語、人名用の漢字等、関係諸分野における常用漢字表の実施態勢に触れ、常用漢字表を中心とする新しい国語表記への移行のための参考にしたい。

文化庁文化部国語課

一 戦後の国語施策とその再検討

我が国の国語の問題、特にその表記の在り方をめぐっては、明治以来、種々の議論や検討が繰り返されてきたが、漢字については戦後、国語審議会の答申に基づいて「当用漢字表」をはじめとする一連の施策が内閣告示及び内閣訓令の形で実施されてきた。

これらは、法令、公用文書や教育で実施されるとともに、新聞、雑誌、放送その他一般社会に採用され、国語の平明化に相応の効果を挙げてきたが、その実施の過程でいろいろな論議や批判が生じた。例えば「当用漢字表」「当用漢字音訓表」等の制限的な方針に対しては、国語の表現を束縛し、表記を不自然なものにする等の批

判もあった。また、しばしば使われる漢字や音訓でこれらの表に入っていないものがあるなど、一般社会の漢字使用の要請に合わない点のあることも指摘された。

このため、昭和四一年六月一三日に、文部大臣から国語審議会に対して「国語施策の改善の具体策について」

の諮問がなされた。諮問文に付された理由には「これまでの国語施策には、実施の経験等にかんがみ、種々検討を要する問題があると考えられるので、この際、再検討を加え、その改善を図る必要がある。」とあり、検討すべき具体的事項としては、次の四項目が示された。

1 当用漢字（字種、字体、音訓）について

2 送りがなのつけ方について

3 現代かなづかいについて

4 その他これらに関連する事項について

国語審議会では、まず「当用漢字音訓表」と「送りがなのつけ方」の改善の検討に着手し、昭和四七年六月二八日改定案を文部大臣に答申した。改定の趣旨は、従来の制限的な色彩を改め、ゆとりのあるものとしたことで、「当用漢字改定音訓表」（三五七音訓と付表の語一〇六語を追加）は一般の社会生活において当用漢字を用いる場合の音訓使用の目安として、「改定送り仮名の付け方」（七通則に整理）は一般の社会生活において当用漢字を

用いる場合の送り仮名の付け方についてのよりどころとして示された。これらはいずれも昭和四八年六月一八日付けの内閣告示及び内閣訓令によって実施に移された。

二 常用漢字表の答申とその実施

国語審議会は、引き続き昭和四七年一月以来本格的に「当用漢字表」（字種）及び「当用漢字字体表」等の改善の問題を取り上げ、各種の資料に基づいて総合的に審議を行ってきた。この間、問題の重要性にかんがみ二度にわたって中間案を公表し広く各方面の意見を聞くなど、四期八年をかけて慎重な審議を重ねた結果、本年三月二三日に第一四期国語審議会から文部大臣に「常用漢字表」について答申が行われた。

この答申では、一般の社会生活で、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安となるものとして、字種、字体、音訓、語例等を併せた総合的な漢字表が示された。目安の語はさきの音訓表の改定においても使われており、この表が漢字使用の「目安」であるということは、表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではなく、運用に当たって、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものという趣旨であるが、この目安の考え方

については、国語審議会でも今回特に慎重な論議の行われたところであり、答申の前文の「常用漢字表の性格」の項には、次のような補足説明が注記された。

① 法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において、この表を無視してほしいままに漢字を使用してもよいというのではなく、この表を努力目標として尊重することが期待されるものであること。

② 法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において、この表を基に、実情に応じて独自の漢字使用の取決めをそれぞれ作成するなど、分野によってこの表の扱い方に差を生ずることを妨げないものであること。

政府としては、このような作成の経緯と性格・内容をもつ常用漢字表が、国民の文字生活にとって有効適切なものであることにかんがみ、国語審議会の答申を尊重し、これを採択して今般実施に移したものである。

実施の方法は、国語施策については従来から内閣告示及び内閣訓令の形式によっているので、今回も同じ方式によることとした。

なお、国語施策として出されている内閣告示は、政府の意志として、国語に関する施策の内容を広く一般に知

らせるものであって、それ自体では法的な拘束力を持っているものではないが、関係各分野に協力を求めているものである。これに対し、内閣訓令は、内閣が国の各行政機関に対してその内容を実施すべきことを命ずるものであって、政府部内での取扱い方針を指示するものである。

三 常用漢字表の趣旨・内容等

常用漢字表の内閣告示に当たっては、答申の「前文」を告示の「前書き」として整理した以外は、答申の内容に変更を加えずそのまま告示することとした。常用漢字表の趣旨・内容及び当用漢字表との主な違いは次のとおりである。

1 表の性格等

(一) 当用漢字表が漢字の制限を目的として日常使用する漢字の「範囲」を示したのと異なり、常用漢字表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など公共性の高い一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の「目安」を示したものである。したがって、この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

(二) 当用漢字表では、「専門用語については、この表を

基準として、整理することが望ましい」「固有名詞については、法規上その他に關係するところが大きいので、別に考えることとした」とあったが、常用漢字表では、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人の表記にまで及ぼそうとするものではなく、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものでもないとしている。また、地名、人名など固有名詞を対象とするものではないとしている。

2 字種・字數

従来の当用漢字一、八五〇字に新たに九五字を加え、合計一、九四五字とした。

3 字 体

(一) 字体は現代の通用字体について考えたものであり、従来の当用漢字については「灯」(↑燈)一字を除いて変更はない。新たに加わった九五字については、「宵」(↑宵)「逝」(↑逝)「戾」(↑戾)のように従来の当用漢字に準じた整理が加えられているほか、「缶」(↑罐)「縄」(↑繩)「竜」(↑龍)などのように略体の採用されたものがある。

(二) 「当用漢字字体表」では、字体は活字字体のもとになる形として、活字をからす口でなぞったようなスタイルで示されていたが、常用漢字表では、明朝体活字の

うちの一種を例に用いて示している。また、字体は文字の骨組みであることを明記し、「字体についての解説」を付して、現在行われている各種の明朝体活字等のデザイン上の差異は問題としないことや、活字と筆写の文字(楷書)との形の違いはそれぞれの習慣の差であって字体の違いではないこと等を具体的に例を示して解説している。

(三) 明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すため、いわゆる康熙字典体が括弧に入れて適宜添えられた(画数に異なるものを主として、三五五字)。

4 音 訓

従来の当用漢字については昭和四八年に改定された音訓表を原則として踏襲している。ただし、字種として「尚」「披」「肌」が加わった関係で「和尚」の「和オ」、「披露」の「露ロウ」の音を新たに掲げ、「膚」の訓「はだ」を省くなど、若干の加除が行われている。付表の語にも、「おじ」叔父・伯父「おば」叔母・伯母「など」今追加されたものがある。

新たに加わった九五字については、従来の音訓表の考え方に準じて音訓が選定された。

5 その他

(一) 当用漢字表では、「この表の漢字で書きあらわせ

ないことばは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする」とされていたが、常用漢字表では必ずしも機械的な言い換えや書き換えをしなくてもよく、個々の事情に応じ、また、それぞれの分野でこれまでの経験を生かした適切な工夫をすることが望ましいという考えに立っている。

(二) 当用漢字表では、「代名詞・副詞・接統詞・感動詞・助動詞・助詞は、なるべくかな書きにする」とされていたが、常用漢字表では、代名詞、副詞、接統詞のための字種・音訓で広く使用されるものは取り上げられている。

(三) 当用漢字表では「あて字は、かな書きにする」とされていたが、常用漢字表では、いわゆる当て字や熟字訓などのうち慣用の広く久しいものが取り上げられ、付表に掲げられている。

(四) 当用漢字表では「ふりがなは、原則として使わない」とされていたが、常用漢字表では、表外の漢字を使用する場合などで読みにくいと思われるときは、必要に応じて振り仮名を用いてよいという考え方に立っている。

(四) 常用漢字表は、字種、字体、音訓、語例等を総合的に示した表である。従来の、字種を示した「当用漢字

表」字体を示した「当用漢字字体表」及び音訓、語例等を示した「当用漢字音訓表」を合わせて一表としたもので、見やすく、使いやすいものとなっている。

四 関連事項

1 公用文における漢字使用等

国の各行政機関における漢字使用等については、内閣訓令に従い、常用漢字表によることとなるが、常用漢字表が漢字使用の目安という幅の広いゆとりをもったものであるところから、各行政機関ごとに用字用語が異なっている可能性がある。そこで、公用文としての統一性を保持するため、事務次官等会議において統一基準を設けることとされ、一〇月一日付けで「公用文における漢字使用等について」として申合せが行われた。内容は、原則として前回すなわち昭和四八年の「当用漢字音訓表」及び「送り仮名の付け方」の改定に際して行われた事務次官等会議申合せの内容を踏襲し、当用漢字表等が常用漢字表に変わったことに伴う所要の改正を行ったものである。その要点は、次のとおりである。

(一) 漢字の字種は、常用漢字表に掲げられた字種によることとしている。

(二) 漢字の字体については、常用漢字表の通用字体を

用いるものとしている。

(三) 音訓の使い方は、常用漢字表に掲げられた音訓によることとしている。なお、前回の申合せどおり、代名詞、副詞、連体詞、接頭語・接尾語、接統詞、助動詞、助詞等について、原則として漢字で書く語又は仮名で書く語を具体例をもって定めている。

(四) 各行政機関において専門用語又は特殊用語を書き表す場合など、特別な漢字使用等を必要とする場合には、常用漢字表によらなくてもよいこととしている。また、固有名詞は対象外としている。

(五) 専門用語等で読みにくいと思われるような場合は、必要に応じて、振り仮名を用いる等、適切な配慮をするものとしている。

(六) 送り仮名の付け方は、「送り仮名の付け方」(昭和四八年)によることとし、従来どおり原則として「本則」及び「例外」によるものとし、活用のない複合の語であって通則6の「許容」を適用するものについては別に定めることとしている。

(七) この申合せ以外の事項は「公用文作成の要領」(昭和二十七年)によることとしている。なお、「公用文の作成の要領」の内容については内閣官房で所要の読替え等を行った。

(八) 法令における漢字使用については、別途、内閣法制局からの通知によるものとしている。

行政機関以外の国の機関(立法機関、司法機関)においても、この申合せに添って実施されることが慣例となっている。また、地方自治体における公用文の取扱いも、従来からの例で、自治省からの通知によりこの申合せに即して具体化されることになっている。

なお、文部省における公用文の表記の手引として「文部省用字用語例」「文部省公用文送り仮名用例集」等があるが、これらの改定については現在担当部局で作業を進めているところである。

2 法令における漢字使用等

このことについては、一〇月一日付けで内閣法制局から各行政機関に対し「法令における漢字使用等について」として通知された。その要点は、次のとおりである。

(一) 法律については次回国会に提出するものから、政令については昭和五六年一月一日以後最初の閣議に提出するものから「法令における漢字使用等について」によって実施する。

(二) 漢字(字種、字体、音訓)の使用については事務次

官等会議申合せの「記1漢字使用について」によることとしている。また、送り仮名については、「送り仮名の付け方」(昭和四八年)の「本則」及び「例外」によることを原則としているが、活用のない複合の語であって読み間違えるおそれのないものについては、従来どおり「打合せ」(↑打ち合わせ)「差押え」(↑差し押さえ)「申込み」(↑申し込み)のように通則6の「許容」を適用して送り仮名を省くこととし、具体的に語を例示している。(全部で一八四語。そのうち今回新たに取り上げられたものは「差戻し」など四一語。)これら例示の語については、公用文と法令における表記の一体化を図るという趣旨から、公用文においてもこれによる旨、一〇月一日付けで内閣官房及び文化庁から各行政機関に対し通知(公用文における漢字使用等について)の具体的な取扱い方針について)がなされている。

なお、内閣法制局において「法令用語改正要領」(昭和二九年)の一部改正も行われ、一〇月一日付けで各行政機関に通知された。

3 学術用語における漢字の取扱い

学術用語については、現在「学術用語審査基準」(昭和四四年九月学術審議会学術用語分科会決定)に従って、各

専門分野の間で統一が図られつつある。(既刊の学術用語集は、「地理学」「海洋学」「原子力工学」「気象学」「歯学」など二五分野二五冊)

学術用語における漢字の取扱いについては、今後、具体的な取決めがなされていくことになるが、現在のところ、一応次のような方針による予定である。

(一) 今後、新たに制定する学術用語で用いる漢字については、特に支障のない限り常用漢字表に準拠する。

(二) 制定済みの学術用語については、その改訂、増補等の機会に、解釈上意味の紛らわしくなるおそれのない限り、(一)に準じて措置するものとする。

4 人名用の漢字について

子の名に用いる、いわゆる人名用漢字については、国語審議会が常用漢字表の答申において、戸籍法等の民事行政との結び付きが強いとしてその扱いを法務省にゆだねたところであるが、法務省では民事行政審議会の答申(昭和五六・五・一四「戸籍法施行規則第六〇条の取扱いについて」)を待って検討を行い、一〇月一日付けで戸籍法施行規則の一部を改正した。改正後の戸籍法施行規則第六〇条によれば、子の名に使用することのできる漢字は、常用漢字表に掲げる一、九四五字及び同施行規則の別表第二(人名用漢字別表)に掲げる一六六字であって、合計

二、一一一字である。なお、従来内閣告示で定められていた「人名用漢字別表」（昭和二六年内閣告示第一号）及び「人名用漢字追加表」（昭和五一年内閣告示第一号）は廃止された。

5 「現代かなづかい」「送り仮名の付け方」の一部改正について

常用漢字表の告示に伴い、同日付けの内閣告示第二号、第三号によって、「現代かなづかい」（昭和二年内閣告示第三三三号）及び「送り仮名の付け方」（昭和四八年内閣告示第二号）の一部改正が行われた。「現代かなづかい」の改正点は、その中に用いられている「当用漢字表」という文言を「常用漢字表」に改めるとともに、細則の語例に添えて示されている漢字のうち、常用漢字表で新たに加わったものについて×印を除いたものである。「送り仮名の付け方」の改正点は、その中に用いられている「当用漢字音訓表」という文言を「常用漢字表」に改めるとともに、本文の「付表の語」の「2」の語例に常用漢字表の付表に新たに加わった「浅敷」を補ったものである。

次 号 目 次

特集 芸術文化の振興

芸術文化の振興

犬丸 直

てい談

これからの美術館

(出席者) 河北 倫明・倉田 公裕・財津 永次

文化会館の運営

塩山清之助

「舞踊」の現況

景安 正夫

座談会

内外の音楽事情

(出席者) 三石 精一・辰巳 明子・大島 幾雄
西沢 敬一・(司会) 福原 信夫

解説

芸術文化振興のための施策について

文化庁文化部文化普及課・芸術課

編 集 後 記

▽国語審議会における審議に関連して、昭和五十二年八月に国が実施した「国語に関する世論調査」は、全国の二〇歳以上の者一万人を対象にして、ことばについての国民の意識を調べたものです。それによると、漢字・ひらがな・カタカナなど、ふだん使っている文字に関心をもっている者は三〇%、ことばづかいが乱れてきていると思う者は七〇%、敬語の使い方が気になるほうだという者五〇%、方言は別にして、今までに自分の話し方やことばづかいについて恥ずかしくなったことと困ったことがあった者五三%等々の結果がでています。

▽この調査結果の解釈の仕方は様々でしょうが、国では、国語に対する意識を高め、国語を大切にす精神が育まれることを期待して、国民各層から広く関心の持たれていることばに関する問題を取り上げ、分かりやすく解説などを加えた「ことばシリーズ」を刊行しています。

▽また、このほどビデオテープによる新シリーズの作成にも着手し、既に「言葉のしつけ」、「敬語・謙譲語」、「あいさつ」の三種を完成させ、都道府県教委や視聴覚ライブラリー等に配布しています。国語問題の特集を機に紹介してみました。(企画室)

MEJ 61 月刊 「文部時報」 11 月号 第1254号

著作権
所有

文 部 省

昭和56年11月5日 印刷
昭和56年11月10日 発行

発行所 株式会社きょうせい

定価 250 円 (千50円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)
電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京9-161番
印刷所 株式会社行政学会印刷所

年間購読料 3000 円 (千共)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店をお願いします